



発行 東京都

目次

規則

- 東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則……………（生活文化局計量検定所管理指導課）……………一
- 家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則……………（産業労働局農林水産部農業振興課）……………二
- 東京都消防庁消防総監委任条項の一部を改正する規則……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………四
- 火災予防条例施行規則の一部を改正する規則……………（同）……………四
- 東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則……………（同）……………五
- 東京消防庁消防総監専決規程の一部改正……………（東京消防庁企画調整部企画課）……………五
- 電線共同溝の整備等に関する特別措置法による道路の指定（二件）……………（建設局道路管理部監察指導課）……………六
- 港湾施設の変更（四件）……………（港湾局港湾経営部経営課）……………九
- 東京都港湾管理条例による臨港道路の占用を制限する区域の指定……………（同）……………二
- 博物館に相当する施設の指定……………二
- 個人、政党及び政党等演説会場の指定……………二

○東京都選挙執行規程の一部改正……………三

規則（人）

○東京都人事委員会傍聴規則の一部を改正する規則……………六

規程（水）

○東京都水道局図書類取扱規程の一部を改正する規程……………六

公告

○東京都教育委員会職員表彰規程に基づく表彰……………（東京都教育委員会）……………六

○東京消防庁許可等事務の標準処理期間に関する規程……………（東京消防庁）……………九

規則

東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十九号

東京都計量受託検査条例施行規則の一部を改正する規則

東京都計量受託検査条例施行規則（昭和五十三年東京都規則第百八十四号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式から第二号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第三号様式中「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

別記第四号様式中「㊦」を「㊧」に、「㊨」を「㊩」に改める。

別記第五号様式第一片中「㊨」を「㊩」に改め、同様式第二片中「㊦」を「㊧」に、「㊨」を「㊩」に改める。

別記第六号様式及び第六号様式の二中「㊦」を削る。

別記第七号様式「㊦」を「㊧」に改め、「㊨」を削る。

別記第七号様式の二中「㊨」を削る。

別記第八号様式中「㊦」を削る。

附則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都計量受託検査条例施行規則の様式(この規則により改正されるものに限る。)による用紙で、現に残存するものは、  
所要の修正を加え、なお使用することができる。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年東京都規則第九十七号)の一部を次のように  
改正する。

第十二条第一項中「交付しこれを告示する」を「交付する」に改め、同条第二項中  
「且つ」を「かつ」、「に」、「と共にその旨を告示する」を「ものとする」に改める。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除

第十七条を次のように改める。

第十七条 削除

第二十条を次のように改める。

第二十条 削除

第二十五条中「署名押印した」を「作成した」に改める。

別記様式第一号及び様式第二号中「㊟」を削る。

別記様式第三号及び様式第四号を次のように改める。

様式第3号 (第10条関係)

受 験 願 書

年 月 日

東京都知事 殿

所 名  
住 氏  
生 年 月 日

東京都家畜人工授精講習会の修業試験を受けたいので関係書類を  
添えて申請します。

様式第4号 (第12条関係)

第 号

### 家畜人工授精講習会修業試験合格証

住 所  
氏 名  
生年月日

講習会の開催者の名称及び住所

講習会の開催場所及び期日

講習会に係る家畜の種類並びに家畜人工授精に関する講習会、家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会又は家畜人工授精並びに家畜体内受精卵移植及び家畜体外受精卵移植に関する講習会の別

上記講習会の修業試験に合格したことを証明します。

年 月 日

東京都知事

別記様式第六号を次のように改める。

様式第6号 (第16条関係)

### 家畜人工授精所開設許可証

家畜人工授精所の管理番号

家畜人工授精所の開設者の氏名又は名称

家畜人工授精所の名称及び所在地

家畜の種類及びその業務の別

家畜改良増殖法第24条の規定により許可する。

年 月 日

東京都知事

別記様式第七号及び様式第八号を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の家畜改良増殖法施行細則別記様式第一号及び様式第二号による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京消防庁消防総監委任条項の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十一号

東京消防庁消防総監委任条項の一部を改正する規則

東京消防庁消防総監委任条項（昭和二十四年東京都規則第七十三号）の一部を次のように改正する。

- 第一号ユ中「第三十六条第七項」を「第三十六条第八項」に改める。
- 第三号中ホをトとし、ニをへとし、同号ハ中「第六十二条の五の二第二項ただし書」を「第六十二条の五の二第三項」に、「第六十二条の五の三第二項ただし書」を「第六十二条の五の三第三項」に改め、同号中ハをホとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 規則第六十二条の五の二第二項ただし書、規則第六十二条の五の三第二項ただし書及び規則第六十二条の五の四ただし書の規定による漏れの点検に係る期限の指定に関すること。

第三号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 規則第六十二条の四第一項ただし書の規定による定期点検に係る期限の指定に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都規則第三十二号

火災予防条例施行規則の一部を改正する規則

火災予防条例施行規則（昭和三十七年東京都規則第百号）の一部を次のように改正する。

第十九条第二項及び第十九条の二第一項中「無帽無背景の」を「無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭を識別することができる範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く。）、「無背景、」に改める。

別記第十六号様式を次のように改める。

第16号様式 (第19条の2関係)

自衛消防技術認定証交付申請書

東京消防庁  
消防総監殿

受験番号			
------	--	--	--

年 月 日

カネ氏名			
氏名			
生年月日	年	月	日生
現住所	〒		写真貼付欄 のり付 2.4cm 2.4cm
	自宅又は携帯 電話 勤務先	( ) ( )	
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄	

備考 1 写真は、申請書提出前6月以内に撮影した正面からの無帽（申請者が宗教上又は医療上の理由により帽の着用を識別することができない範囲内において頭部を布等で覆う者である場合を除く）、無背景、上三分身像のもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入すること。  
2 ※欄には、記入しないこと。

(日本産業規格A列4番)

附則

- この規則は、令和三年四月一日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の火災予防条例施行規則別記第十六号様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第三十三号

東京都危険物の規制に関する規則の一部を改正する規則

東京都危険物の規制に関する規則（昭和三十五年東京都規則第六十三号）の一部を次のように改正する。

別記第四号様式中「㊸」を削る。

附則

この規則は、令和三年四月一日から施行する。

訓 令

●東京都訓令第三号

総務局  
財務局  
東京消防庁

東京消防庁消防総監専決規程（昭和三十四年東京都訓令第六十一号）の一部を次のように改正する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小池 百合子

第四条第一号中ホをトとし、ニをへとし、同号ハ中「第六十二条の五の二第二項ただし書」を「第六十二条の五の二第三項」に、「第六十二条の五の三第二項ただし書」を

「第六十二条の五の三第三項」に改め、同号中ハをホとし、ロをハとし、ハの次に次のように加える。

ニ 規則第六十二条の五の二第二項ただし書、規則第六十二条の五の三第二項ただし書及び規則第六十二条の五の四ただし書の規定による漏れの点検に係る期限の指定に關すること。

第四条第一号中イをロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 規則第六十二条の四第一項ただし書の規定による定期点検に係る期限の指定に關すること。

### 告 示

#### ●東京都告示第二百九十三号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 路線名 都道八丈循環線

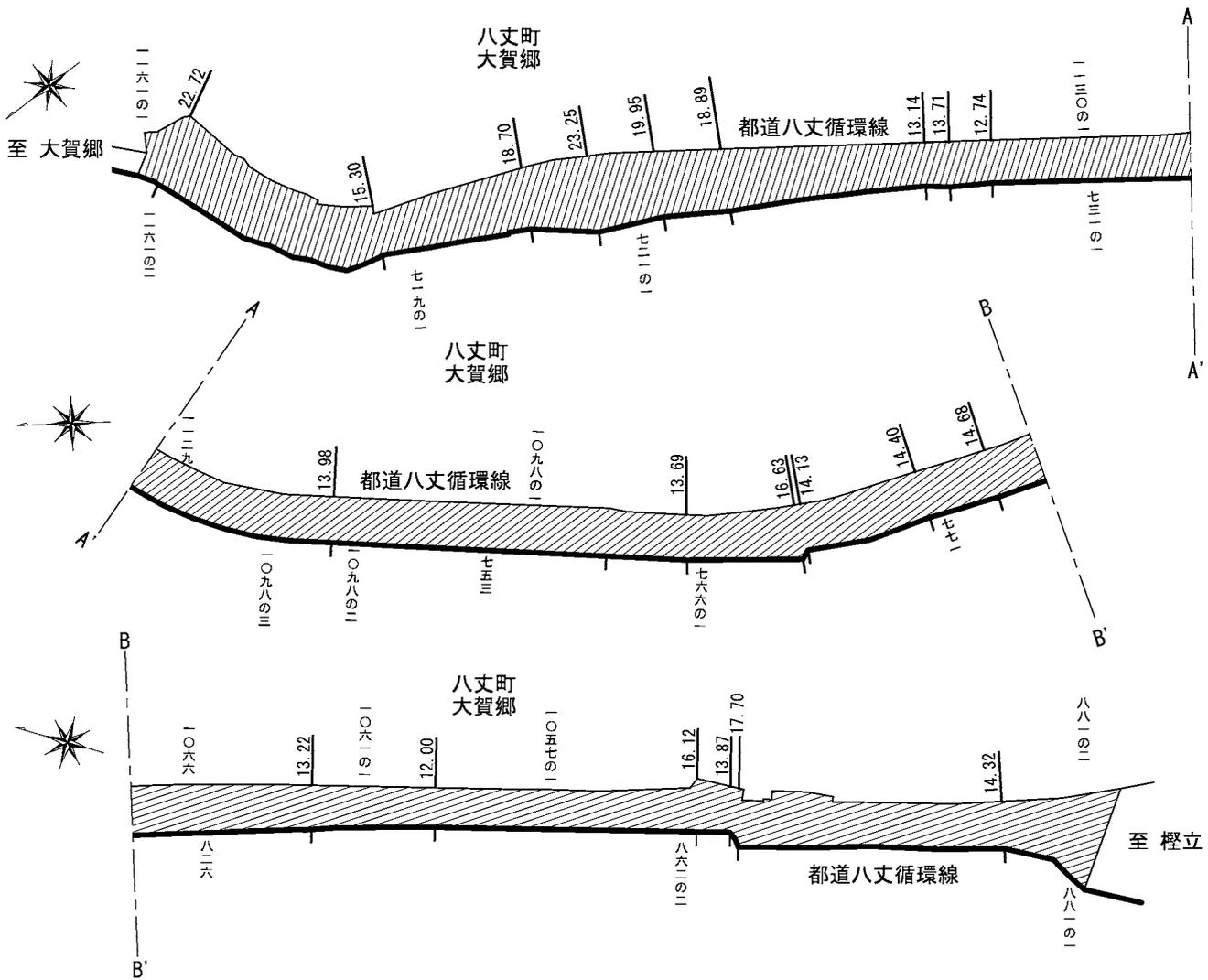
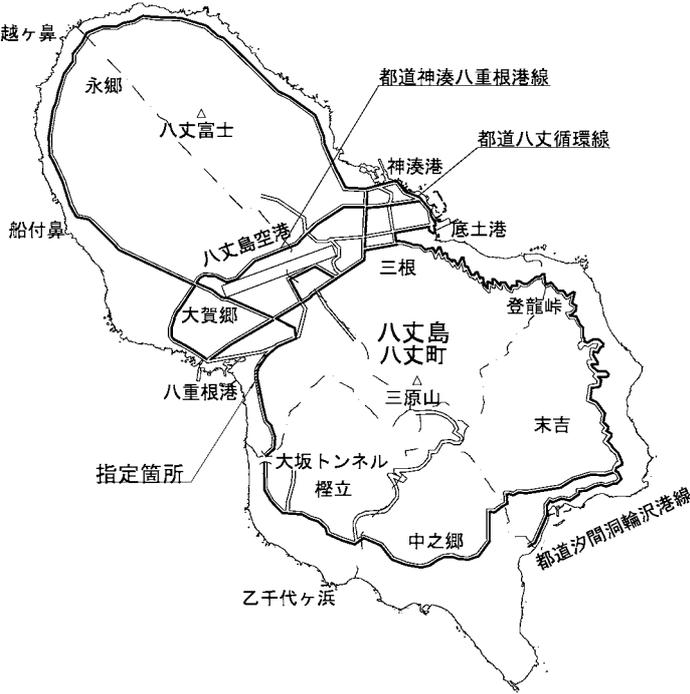
二 指定する区間 八丈島八丈町大賀郷千六百六十一番二地先から同所八百八十一番二地先まで

三 指定の概要 別図表示のとおり

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
都道八丈循環線  
八丈島八丈町大賀郷地内

(電線共同溝予定名称 八丈循環・一号)  
延長 九〇六・五五メートル

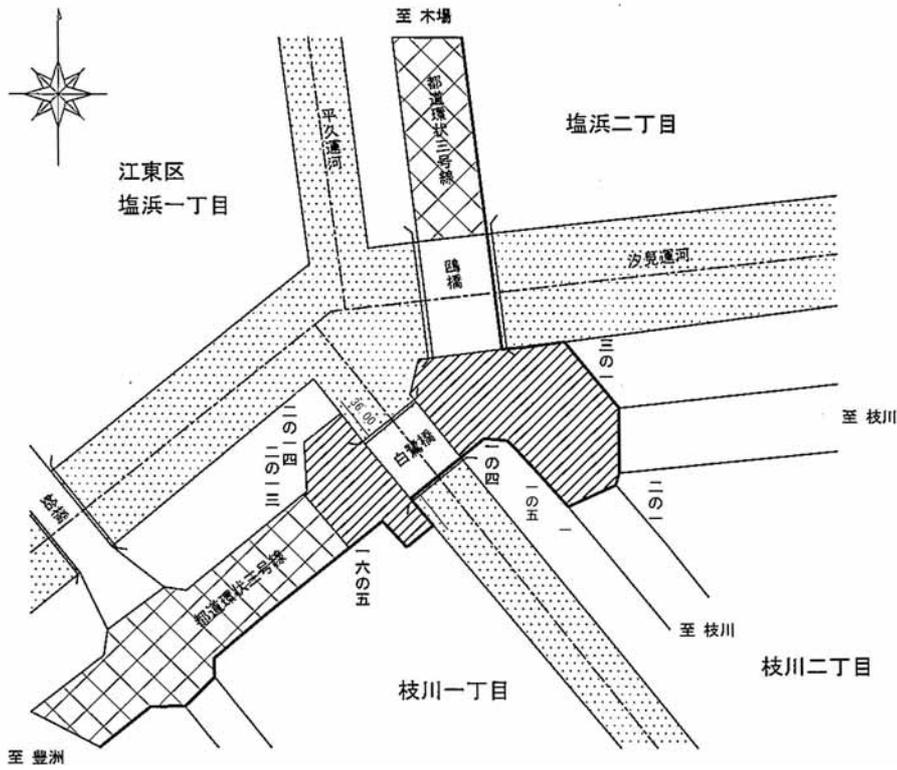
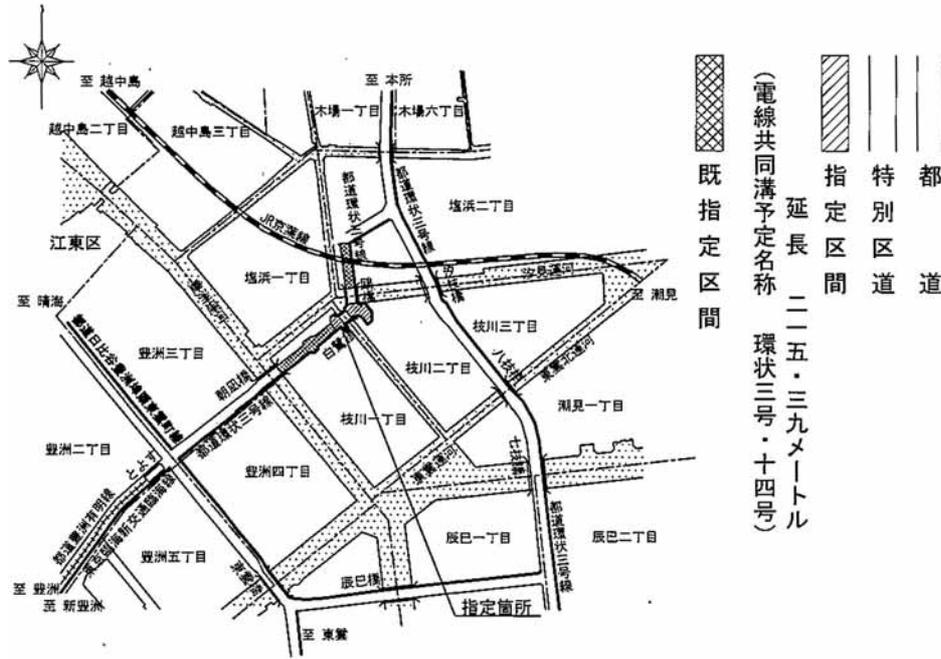


●東京都告示第二百九十四号  
 電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成七年法律第三十九号)第三条第一項の規定により、電線共同溝を整

別図

電線共同溝を整備すべき道路の指定略図  
 都道環状三号線

江東区枝川二丁目～枝川一丁目



備すべき道路を次のように指定する。  
 令和三年三月十八日  
 東京都知事 小池百合子  
 一 路線名 都道環状三号線

二 指定する区間 江東区枝川二丁目三番一地先から同区  
 枝川一丁目十六番五地先まで  
 別図表示のとおり  
 三 指定の概要

●東京都告示第二百九十五号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の所在地を次のとおり変更する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小池百合子

種類 名称 規模

変更前 変更後

所在地

岸壁 中央防波堤 延長二三〇・〇 江東区青 江東区海

内側内貿ふ 〇メートル水深 海三丁目 の森二丁目

頭岸壁(X) A・P・(-)九・ 地先中央 目一番

4) 〇メートル 防波堤内 側

同右 中央防波堤 同右 同右

内側内貿ふ 〇メートル水深 海三丁目 の森二丁目

同右 中央防波堤 延長二四〇・〇 江東区青 江東区海

内側ばら物 〇メートル水深A 海三丁目 の森一丁目

ふ頭棧橋 P・(-)一二・ 地先 目二番地

〇メートル 〇メートル

同右 中央防波堤 延長一三〇・〇 同右 同区海の

内側建設発 〇メートル、水深 森三丁目

生土ふ頭棧 A・P・(-)七・ 一番地先

橋 五メートル

同右 中央防波堤 延長二三〇・〇 江東区青 大田区令

外側ふ頭棧 〇メートル水深 海三丁目 和島一丁目

橋(Y1) A・P・(-)一一 地先 目一番地

〇メートル

同右 中央防波堤 延長四〇〇・〇 同右 同区令和

外側ふ頭棧 〇メートル水深 島一丁目

橋(Y2) A・P・(-)一六 二番地先

港湾 中央防波堤 二五一、七〇六 同右 同区令和

施設 外側地区港 〇九九平方メー 島一丁目、

用地 湾施設用地 トル 同区令和

冷蔵 中央防波堤 二〇 江東区青 江東区海

コン 内側内貿ふ 海三丁目 の森二丁目

テナ 頭冷蔵コン 地先中央 目一番

用荷 テナ用荷役 防波堤内 側

役施 施設

設

清掃 中央防波堤 一台 同区青海 同区海の

施設 内側ばら物 三丁目地 森一丁目

用清掃車 用清掃車 先 二番

同右 中央防波堤 同右 同右

堤内側ば

同右 同右

ら物用走 行式起重 機二号

同右 中央防波 堤内側ば

ら物用ベ ルトコン

ベアー

自動 中央防波 堤内側ば

車は 堤内側ば

かり 動車はか

り一号

同右 中央防波 堤内側ば

同右 同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

同右

●東京都告示第二百九十七号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第五条の規定により、港湾施設の所在地を次のとおり変更する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小池百合子

種類 名称 級別 規模 構造

上屋 中央防 ばら 九六〇・ 鉄骨造

波堤内 物上 〇〇平方 里平屋

同右 同右

同右 同右

同右 同右

同右 同右

変更前 変更後

所在地

同右

同右

同右

同右

同右



●東京都告示第二百九十九号

東京都港湾管理条例(平成十六年東京都条例第九十三号)第十二条第一項の規定に基づき、臨港道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第二項の規定に基づき次のとおり告示する。

その関係図面は、令和三年三月十八日から起算して二週間東京都港湾局港湾経営部において一般の縦覧に供する。

令和三年三月十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 臨港道路

路線名 占用を制限する区域

有明ふ頭 江東区有明三丁目地内から同区有明四丁目地内まで

中防内五 江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地内から同区海の森三丁目地内まで

中防外三 大田区令和島二丁目地内から江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地内まで

中防外五 江東区海の森三丁目地先中央防波堤外側埋立地内

南北線 江東区有明四丁目地内から同区海の森三丁目地内まで

中防内三 江東区海の森二丁目地内

二 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱(占用の制限の開始の期日より前に設置された電柱の更新又は移設によるものを除く。)

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができな

いと認められる場合には、この限りでない。

三 占用を制限する理由

占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため

四 占用の制限の開始の期日

令和三年三月十九日

告 示 (教)

●東京都教育委員会告示第十三号

博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二十九条の規定により、明治神宮宝物殿分館明治神宮ミュージアムを博物館に相当する施設として、次のとおり指定した。  
令和三年三月十八日

東京都教育委員会

一 設置者の名称及び住所

宗教法人 明治神宮  
渋谷区代々木神園町一番一号

二 施設の名称

明治神宮宝物殿分館明治神宮ミュージアム

三 施設の所在地

渋谷区代々木神園町一番一号  
令和三年三月十八日

四 指定年月日

五 指定番号

第十号

告 示 (選)

●東京都選挙管理委員会告示第二十八号

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号。以下「法」という。)  
第六十一条第一項第三号の規定に基づき、次の施設を公職の候補者が個人演説会、候補者届出政党が政党演説会及び衆議院名簿届出政党等が政党等演説会を開催でき

る施設として指定した旨、法第六十一条第三項の規定により報告があった。

令和三年三月十八日

東京都選挙管理委員会

報告年月日	区市町村選挙管理委員会名	施設の名称	所在地
令和3年2月26日	葛飾区選挙管理委員会	水元総合スポーツセンター地域交流ホール	葛飾区水元一丁目23番1号

●東京都選挙管理委員会告示第二十九号

東京都選挙執行規程(平成十二年東京都選挙管理委員会告示第三十六号)の一部を次のように改正する。

令和三年三月十八日

東京都選挙管理委員会

目次中

「第一節 削除

第二節 海区漁業調整委員会委員選挙

第三節 解散、解職等の請求

第一款 地方自治法による解職及び解職の請求を

第二款 海区漁業調整委員会委員の解職請求

第四節 住民投票

第五節 最高裁判所裁判官国民審査

「第一節 解散、解職等の請求

第二節 住民投票

第三節 最高裁判所裁判官国民審査

第三章中第一節及び第二節を削る。

第三章第三節中「第一款 地方自治法による解散及び解

職の請求」を削り、第百条を第九十六条とし、第百一条か

ら第百五条までを四条ずつ繰り上げる。

第三章第三節第二款を削り、同節を同章第一節とする。

第三章第四節中第百七条を第百二条とし、第百八条を第

百三条とし、同節を同章第二節とする。

第三章第五節中第百九条を第百四条とし、第百十条から

第百十四条までを五条ずつ繰り上げ、同節を同章第三節と

する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、

年	月	日	現在調製			
選	挙	人	名	簿		
年	月	日	現在調製			
海	区	漁	業	調	整	委
委	員	選	挙	人	名	簿

を

年	月	日	現在調製			
選	挙	人	名	簿		

に

改め、同様式備考を次のように改める。

備考 登録人員数は、投票区別に起案し、備考欄に投票区名を記載すること。

別記第三号様式、第四号様式及び第六号様式から第七号様式の四までの規定中「㊦」を削る。

別記第八号様式中「㊦」を削り、同様式備考を削る。

別記第九号様式及び第十二号様式から第二十号様式までの規定中「㊦」を削る。

別記第二十一号様式中「㊦」を削り、同様式注意に次のように加える。

3 候補者本人又は推薦届出者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、候補者本人又は推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合は、この限りではありません。

別記第二十二号様式中「㊦」を削り、

